情報システムに係る政府調達における情報セキュリティ要件策定マニュアル用ワークシート(1/4)

■ ステップ1:目的及び業務の洗い出し(⇒マニュアル4.1節)

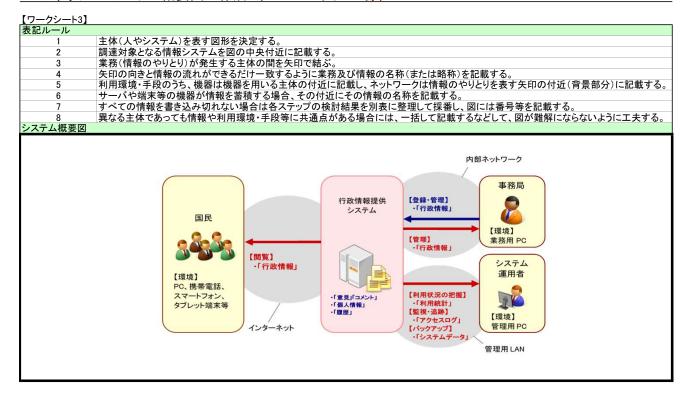
【ワークシート1】	
項目	内容
名称	行政情報提供システム
目的	インターネットを経由してA省の行政情報を、国民に提供するしくみを確立すること
業務	(1)「国民」が、「行政情報提供システム」から行政情報を取得
	(2)「事務局」が、「行政情報提供システム」に行政情報を登録
	(3)「事務局」が、「行政情報提供システム」の閲覧傾向の把握と、システムの運用と管理

■ ステップ2:業務の特徴の整理 (⇒マニュアル4.2節)

主体	業務	業務(細分化後)	業務(細分化後)の概要	情報	利用環境·手段
国民	行政情報の閲覧	見覧	行政情報を表示し、内容を確認する。 る。	「行政情報」	インターネット、PC、 携帯電話、スマート フォン、タブレット端 末
事務局	行政情報の登録	登録	サーバにコンテンツ(行政情報)を登録する。	「行政情報」	内部ネットワーク、業 務用PC
		管理 	サーバに登録済みのコンテンツ(行政情報)を更新及び削除する。	「行政情報」	
システム管理者	閲覧傾向の把握と、 システムの運用と管 理		利用者のアクセスした日時及び対 象に関するログ等の集計を行う。	「利用統計」 (Web サイトのページ毎のアクセス 頻度の統計情報)	管理用LAN、管理用 PC
		不正利用及び障害の監視、追跡	アクセス状況の監視及びログ等を 元にした原因究明を行う。	「アクセスログ」	
		システムのバックアップと復旧	システムのデータを定期的にバッ クアップ及び障害時の復旧を行う。	「システムデータ」	1

情報システムに係る政府調達における情報セキュリティ要件策定マニュアル用ワークシート(2/4)

■ ステップ3: システム概要図の作成 (⇒ マニュアル4.3節)



■ ステップ4: 定型設問による業務要件の詳細化 (⇒ マニュアル4.4節)

【ワークシート4】		3	※ 必要に応じてワークシートを複数コピーして使用すること。
ID	観点	設問	回答
A-1	主体	【数量】おおよその人数規模は?	100万人程度
A-2		【主体分類】主体の分類は?	国民
A-3		【集合特性】特定か不特定か?	不特定(匿名性あり)
A-4		【所属】システム所管部署との関係は?	府省庁外
A-5		【頻度】1人あたりのアクセス頻度は?	年に数回程度
A-6		【利用時間】1日の主な利用時間帯は?	特定できない(24時間)
A-7		【信頼性】 役割どおりに振る舞えるか?	誤操作が発生しやすい(マニュアル等を読まない)
B-1	情報	【数量】おおよそのデータ量は?	「行政情報」:数百KB~数十MB程度
B-2		【所有者】情報の所有者は誰か?	「行政情報」: システム所管部署
B-3		【範囲】公開・提供可能な範囲は?	「行政情報」: 公開
B-4		【漏えい】漏えい時の影響度は?	「行政情報」: なし
B-5		【改変】不正改変時の影響度は?	「行政情報」: 行政の信頼が損なわれる
B-6		【取扱】閲覧のみか?変更が発生するか?	変更あり
B-7		【保存】システム内に保存するか?	サーバ内に保存(保存期限あり)
B-8		【検証】完全性の事後検証は必要か?	不要
C-1	利用環境·手段	【伝達手段】情報を送受信する方法は?	Webブラウザ
C-2		【処理環境】サーバ又は端末の種類は?	PC、携帯電話、スマートフォン等
C-3		【通信環境】利用するネットワークは?	インターネット
C-4		【通信環境】 外部からの遠隔利用は必要か?	必要
C-5		【信頼性】異常停止の許容時間は?	半日程度

情報システムに係る政府調達における情報セキュリティ要件策定マニュアル用ワークシート(3/4)

■ ステップ5: 判断条件による対策方針の検討 (⇒ マニュアル5.1節)

各称	観点分類	判断条件	解説	判断結果
A. 外部アクセスの有無	利用環境·手段	インターネット等の通信回線を介して (情報の管理ポリシーが異なる)外部 から情報システムにアクセスしてサー ビスの利用、業務の遂行、情報シス テムの管理等を行うか。	情報システムを所管する組織の外部(情報管理ポリシーが異なる外部)からアクセスを受ける可能性を検討する。判断にあたっては、ステップ2の利用環境・手段の検討結果、定型設問C-3、C-4等を参考にすると良い。	0
3. 情報の重要度	情報	漏えいした場合、正常にアクセスできない場合或いは消失した場合に、深刻な損害を被る可能性がある重要性の高い情報を取り扱うか。	漏えい、改ざん、消失等によって発生するプライバシー侵害や金銭的被害等の損害の 度合いを見極め、情報の重要性を検討する。判断にあたっては、例えば、定型設問B- 3の情報の取り扱い範囲、B-4、B-5の損害度合の回答を参考にすると良い。	×
C. 情報保存時の安全性	情報	入退室管理等の物理対策だけでな く、情報システムが保存する情報につ いてより一層の安全を期すために追 加的対策をさらに行うべきと考える か。	情報の重要性が非常に高く物理対策が突破されることも想定する必要がある場合、あるいはモバイルPCによる情報処理が必要な場合などは追加的対策が重要になる。判断にあたっては、定型設問B-71にマンテム内に保存することを確認している場合かつ定型設問B-4、B-5の想定被害の程度を考慮すると良い。	×
). 利用者の限定要否	主体	情報システムにアクセスする主体は、 利用資格のある者、職員、グループ のメンバー等の特定の者に限定され るか。	情報システムのサービスや業務機能を、特定の利用者や運用者のみに提供するか否かを検討する。判断にあたっては、定型設問A-3Iこで確認された主体の集合特性を参考にすると良い。	×
:. アカウントの多様性	主体	利用者によって利用可能なサービス や業務が異なる等、利用者の特徴に パリエーションがあるか。	利用者や運用者に応じてアクセス権を管理し、アクセス権に応じてサービスや業務機能の提供内容を制御する必要があるか否かを検討する。例えば、ステップ2にて情報システムの利用者として多様な主体が洗い出され、主体の種類ごとに提供する機能やサービスを切り替える等の制御が必要である場合には本判断条件に合致する可能性がある。	
・ 複数部局による利用	主体	情報の取り扱い方や利用目的等が異なる複数の部局等の間で共用されるか。	情報システムを広く共用するが、情報システム内の情報管理体制の異なる部局ごとに 分け、互いにアクセスできない状態を保つ必要性があるか否かを検討する。例えば、 ステップ2にて情報システムを利用する主体として多様な主体が洗い出され、各主体 の所属が情報管理ポリシーの異なる部局である場合に本判断条件に合致する可能性 がある。	

■ ステップ6: 対策要件の決定 (⇒ マニュアル5.2節)

「推奨レベル」はワークシート5の記入内容に従って自動的に変化します。推奨レベルを参考にして「検討結果」に実施レベルを入力してください。 対策を省略する対策要件については、検討結果を空欄にしてください。

【ワークシート6】

対策区分	対策方針	対策要件		判断条件	実施し	
				対応関係	推奨レベル	検討結果
侵害対策	通信回線対策(AT-1)	AT-1-1	通信経路の分離	A or F	中位 or 高位	中位
(AT: Attack)		AT-1-2	不正通信の遮断	Α	中位	中位
		AT-1-3	通信のなりすまし防止	Α	中位 or 高位	中位
		AT-1-4	サービス不能化の防止	Α	中位 or 高位	中位
	不正プログラム対策(AT-2)	AT-2-1	マルウェアの感染防止	-	低位	低位
		AT-2-2	マルウェア対策の管理	A or B	省略 or 高位	
	セキュリティホール対策(AT-3)	AT-3-1	構築時の脆弱性対策	-	低位	低位
		AT-3-2	運用時の脆弱性対策	Α	中位	中位
不正監視・追跡	証跡管理(AU-1)	AU-1-1	証跡の蓄積・管理	B or C	低位	低位
(AU: Audit)		AU-1-2	証跡の保護	B or C	低位	低位
		AU-1-3	時刻の正確性確保	-	低位	低位
	不正監視(AU-2)	AU-2-1	侵入検知	Α	中位 or 高位	中位
		AU-2-2	サービス不能化の検知	Α	省略 or 高位	
アクセス・利用制限	主体認証(AC-1)	AC-1-1	主体認証	D	省略	
(AC: Access)	アカウント管理(AC-2)	AC-2-1	ライフサイクル管理	D	省略	
		AC-2-2	アクセス権管理	E	省略	
		AC-2-3	管理者権限の保護	-	低位	低位
データ保護	機密性・完全性の確保(PR-1)	PR-1-1	通信経路上の盗聴防止	B or C	省略	
(PR: Protect)		PR-1-2	保存情報の機密性確保	B or C	省略	
		PR-1-3	保存情報の完全性確保	B or C	省略	
物理対策	情報搾取·侵入対策(PH-1)	PH-1-1	情報の物理的保護	-	低位	低位
(PH: Physical)		PH-1-2	侵入の物理的対策	-	低位	低位
障害対策(事業継続対応)	構成管理(DA-1)	DA-1-1	システムの構成管理	В	低位	低位
(DA: Damage)	可用性確保(DA-2)	DA-2-1	システムの可用性確保	-	低位	低位
サプライチェーン・リスク対策 (SC: Supply Chain)	情報システムの構築等の外部委託における対策(SC-1)	SC-1-1	委託先において不正プログラム等が 組み込まれることへの対策	-	低位	低位
	機器等の調達における対策(SC-2)	SC-2-1	調達する機器等に不正プログラム等 が組み込まれることへの対策	-	低位	低位
利用者保護	情報セキュリティ水準低下の防止(UP-	I UP-1-1	情報セキュリティ水準低下の防止	Α	中位	中位
(UP: User Protect)	プライバシー保護(UP-2)	UP-2-1	プライバシー保護	Α	中位	中位

■ ステップ7: 調達仕様書記載内容の整理 (⇒ マニュアル5.3節)

各項目の「記載内容」はワークシート1及びワークシート6の内容に従って自動的に変化します。

【ワークシート7】 大項目 ア 調達案件の概要			小項目	記載内容
アミ	周達楽件の概要	ŧ	(1) 調達の背景 (2) 目的	- インターネットを経由してA省の行政情報を、国民に提供するしくみを確立すること
7			(3) 期待する効果	- / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
\pm			(4) 業務・情報システムの概要 (5) 契約期間	NA ハノノ-6A 5 ペーフノ *** V 相 木 E 及 5 パー -
1 :	周達案件及び関	連調達案件	(6)作業スケジュール等 (1) 調達案件及びこれと関連する調達案件	-
	の調達単位、調		の調達単位	
_			(2) 調達の方式 (3) 実施時期等	-
	青報システムに 求める要件	業務要件	(1) 業務実施手順	
#			(2) 規模	-
			(3) 時期·時間 (4) 場所等	-
-			(5) 管理すべき指標 (6) 情報システム化の範囲	- -
#			(7) 業務の継続の方針等 (8) 情報セキュリティ	-
_		機能要件	(1) 機能	-
+			(2) 画面 (3) 帳票	- -
4			(4) データ(5) 外部インタフェース	-
_		非機能要件	(1) ユーザビリティ及びアクセシビリティ	-
#			(2) システム方式 (3) 規模	-
-			(4) 性能 (5) 信頼性	- DA-2-1 システムの可用性確保
				・サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として【 】を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。
				には迅速な使用で行力が広又は依能で調えること。
1			(6) 拡張性	
-			(7) 上位互換性 (8) 中立性	-
#			(9) 継続性	
			(10) 情報セキュリティ	AT-1-1 通信経路の分離 ・不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネッ
				ワークを通信回線上で分離すること。
+				AT-1-2 不正通信の遮断
				■・通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルやアプリケーションの通信を通信回線上にて遮断する機能を備える
				تك.
+				AT-1-3 通信のなりすまし防止
				・情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。
+				AT-1-4 サービス不能化の防止
				・サービスの継続性を確保するため、構成機器が備えるサービス停止の脅威の軽減に有効な機能を活用して情報システムを構築すること。
_				AT-2-1 不正プログラムの感染防止
				 ・不正プログラム(ウイルス、ワーム、ボット等)による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染や感染拡大を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。
T				
				AU-1-1 ログの蓄積・管理 ・情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、【 】
				の期間保管すること。
_				uu aa mila mat
				AU-1-2 ログの保護 ・ログの不正な改さんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること。
+				AU-1-3 時刻の正確性確保
				■・情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する様
				能を備えること。
+				
				・不正行為に迅速に対処するため、通信回線を介して所属する府省庁外と送受信される通信内容を監視し、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。
+				
T				
T				
\perp				
\perp				AC-2-2 祭理老権関の保護
				AC-2-3 管理者権限の保護 ・特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。
+				
				·

	1	
大項目	小項目	記載内容
		DA-1-1 システムの構成管理
		・情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成
		「情報セイエリティインシェントの光主を囚を減らりとこうに、情報セイエリティインシェントの光主時には迅速に対災りるだめ、標案所の情報システムの構成
		(ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報)が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。
1		1
		00.0.1 競技士で機関策にてて受けるとしておりました。のは策
		SC-2-1 調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策
		・機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措
		置の実施状況を証明する資料を提出すること。
		並び入場とががと証明するとにはすること 。
		UP-1-1 情報セキュリティ水準低下の防止
		・情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。
		情報がパクロの行動者が開発されてアクトが中でありてきるのののには、アクラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・アン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・アー・プログラン・プログラン・プログラン・プログラン・プログラー・アン・プログラン・アー・アン・プログラン・アー・アン・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・
		UP-2-1 プライバシー保護
		情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。
		・情報システムにアプセスする利用者のアプセス機能、人力情報寺を当該利用者が息函しない形で第二者に返信されないようにすること。
	(11) 情報システム稼働環境	(※ ステップ3にて作成したシステム概要図を記載)
	(11/1月取ンヘナム体)関環境	
1	(12) テスト	AT-3-1 構築時の脆弱性対策
1		情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処
		が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。
		か必要は肥物性は移生の工で納入すること。
1 1]
	(13) 移行	-
	(14) 引継ぎ	
	(15) 教育	-
	(16) 運用	PH-1-1 情報の物理的保護
	(10) AE/II	・情報の漏えいを防止するため、【 】等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。
		*1自軟の漏えいを防止するため、1 までによって、物理的な子校による自執動取り、過を防止・検知するための後能を備えること。
		PH-1-2 侵入の物理的対策
		▶・物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置(重要情報を扱う装置)については、外部からの侵入対策が講じられた場所に
		設置すること。
		ME / 0-40
	(17) 保守	AT-3-2 運用時の脆弱性対策
		▶・運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機
		能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。
		形と個人もとという、情報ノステム主体の支利機がと関立する域形と個人もこと。
工 作業の実施内容	(1) 作業の内容	-
	(2) 成果物の範囲	
	(3) 納品期日等	
オ 作業の実施体制・方法	(1) 作業実施体制	SC-1-1 委託先において不正プログラム等が組み込まれることへの対策
		情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされてい
		ること。当該品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を提出すること。本調達
1		に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情
1		報セキュリティ監査を受け入れること。
1		また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。
1		STATE OF THE STATE
	(a) (b # # B b + 4 7 /# # # # #	
	(2) 作業要員に求める資格要件	
	(3) 作業場所	-
	(4) 作業の管理に関する要領等	-
カル業の宝体		
カ作業の実施	(1) 機密保持	
	(2) 資料の取扱い	
	(3) 遵守する法令等	-
キ 成果物の取扱い	(1) 知的財産権の帰属	-
1 120 A 120 O 7 A A 120 O		
	(2) 契約不適合責任	
	(3) 検収等	-
ク 入札参加資格	(1) 入札参加要件	-
	(2) 入札制限	-
た 事業試		
ケ 再委託	(1) 再委託の制限	
1	(2) 再委託を認める場合の条件、承認手続、	-
1	監査及び再委託先の契約違反等に関する	
1	責任についての定め等	
_ 7 m /sl-4+=n=+		
コーその他特記事項	(前提条件、制約条件、要件定義、調達仕	
	様書の変更手順等)	
サ 附属文書	(1) 要件定義書	-
/ MI/IS/		
	(2) 参考資料	
	(3) 事業者が閲覧できる資料一覧表	
	(4) 閲覧要領	-
	(5) 提案書等の審査要領	-
T I	(6) その他事業者の提案に必要な資料	

※ 二重下線 (青字) の箇所については、仕様書に記載する際には具体化が必要な箇所である。

《二重下線(青字)の箇所については	、 仕様者	に記載する際には	は具体化がは	必要な箇所である。	I	I				l	l	
対策区分	対策方針		策要件の名称	判断条件 対応関係	目的	実施レベル選定の考え方	仕様書記載時の注意事項	実施 レベル	想定脅威	対策の効果	仕様記載例	対策の提案例	
IT 侵害対策	AT-1 通信回線対策	AT-1-	1 通信経路の分離	A or F	定的にするため、業務に 応じて通信経路(ネット	・ネットワークを情報の管理体制が異なる(情報の共有があってはならない)複数部局で共用する場合、あるいは利用部局が多岐に渡り統制が取りづらい場合等では、不正アクセス等の危険性が高まるため、「高位」の実施レベルが必要となる可能性がある。・分離の方法によってはコストが高まることから、「(AC)アクセ	する場合、提案によっては多大な費用を要する場合があるため、分離の条件(分離単位、 分離方法等)をできるだけ具体的に記載する	中位	通信回線を介して情報の管理ポリシーの異なる外部からのアクセスによって、情報窃取等の不正行為が行われる。	機器等が仮に乗っ取られたとしても内部 ネットワークの他の機器等に被害が及ぶ可 能性を低くすることができる。	不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、 外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置の ネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークと通信回線とで分置すること。	・DMZの構築による外部アクセス向けネットワークの分離	
						ス・利用制限」等の他の対策を行い、本対策は「中位」に留める方法が考えられる。 ・「高位」であっても、情報システムの運用又は管理に用いる通信 経路(ネットワーク)のみ分離するに留める方法が考えられる。		高位	なんらかの高度な攻撃手法、あるいは内部 関係者によって、内部ネットワークの機器 等に不正行為が行われる。	内部ネットワークの機器等に対する不正行	不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、 外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置の ネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネッ	・通信が必要な単位でセグメントを分割し、セグメント間の通信を必要最小限とするアクセス制御(マイクロセグメンテーションの観点を踏まえた対策)・重要な情報を保有するサーバ装置等のネットワークと他のネットワークの列能とアクセス制御・情報システムの運用または管理に用いる端末専用ネットワークの構築・VPN、無線LMI、公衆電話網を介したアクセスが可能なネットワークの制限	
		AT-1-	2 不正通信の遮 断	A	許可されていない不正な 通信を防止するため、特 定の通信を遮断するこ と。	(特になし)	(特になし)	<u>低位</u> 中位	通信プロトコルの脆弱性やサーバ装置等の 設定不備を悪用して、不正行為が行われ る。	コルやアプリケーションの通信の利用を制	通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルやアプリケーションの通信を <u>通信回線上にて遮断</u> する機能を備えること。	・ファイアウォール、WAF、プロキシやリバースプロキシ、次世代ファイアウォール等による通信制御・不審なメールの受信や不審なウェブサイトへのアクセスを遮断・通信回線装置による特定の通信プロトコルの利用制限・IDS/IPSによる不正アクセスの検知・遮断・UTM (統合脅威管理)の導入・サーバ装置による不要な通信プロトコルの停止・サーバ装置による不正なメールの検疫及び中継の遮断・サーバ装置による不正なメールの検疫及び中継の遮断	
								高位	(↑ 同様)		【 (↑ 同様)	() 同様)	
		AT-1-	3 通信のなりすまし防止	A		 ・高位レベルの対策は、情報システムを構成する機器(端末、サー が装置、通信回線装置)が多い場合、多大なコスト増加を招くおそ れがある。 	(特になし)	<u>低位</u> 中位			情報システムのなりすましを防止するために、 <u>サーバの正当性を確認できる機能</u> を備えること。	・TLSによるサーバの認証 ・政府ドメイン名(go.jpで終わるドメイン名)の利用 ・検索エンジン最適化措置(SEO対策)の実施 ・送信ドメイン認証(DMARC)による不正なメール受信の 遮断	
								高位	許可されていない機器等(端末、サーバ装置、通信回線装置等)がネットワークに接続されることによって、情報窃取等が行われる。		情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えるとともに、許可されていない端末、サーバ装置、通信回線装置等の接続を防止する機能を備えること。		
		AT-1-	4 サービス不能 化の防止	A		・高位レベルが求めるDDoS対策機能を備えた専用装置の導入費用 は、中小規模の情報システムにとって負担が大きいため、情報シス テムの停止した場合の利用者への影響が許容できる場合は中位レベ	(特になし)	中位	大量のアクセス等によってサービス提供が 不能な状態または困難な状態に陥る。	情報システムに対するDDoS攻撃による被害 を抑制することができる。	るサービス停止の脅威の軽減に有効な機能を活用し	・機器等の通信機能の設定の最適化(パケットフィルタ リング、タイムアウト時間の短縮等)	
						ルに留めることが考えられる。		高位	構成機器の設定程度では対処困難な攻撃に よって、サービス提供が不能な状態または 困難な状態に陥る。		て情報システムを構築すること。 サービスの継続性を確保するため、情報システムの 負荷がしきい値を超えた場合に、通信遮断や処理量 の抑制等によって <u>サービス停止の脅威を軽減</u> する機 能を備えること。		
	AT-2 不正プログラム対策	5 AT-2-1	-2-1 不正プログラ ムの感染防止	-	不正プログラムによる情報漏えい等の体等を防力を 報漏よい等の体等を防力 するため、不正プログラムの感染防止の対策を行うこと。	<u> </u>	(特になし) (特になし)	低位	情報システムが不正プログラム(ウイルス、ワーム、ポット等)に感染し、情報漏えい等の被害を受ける。		の感染経路の全てにおいて <u>感染や感染拡大を防止</u> する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プ	・不正プログラム検出用パターンファイル等の手動また	
								中位	(↑ 同様) (↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様) (↑ 同様)	(↑ 同様) (↑ 同様)	
		AT-2-	2 不正プログラム対策の管理	A or B		・情報システムを構成する各機器において不正プログラム対策機能 の自動更新が可能である場合や、管理する機器が少なく更新漏れが		低位中位	(IM)1#/	ि । । । । । । । । । । । । । । । । । । ।	I IPJT#/	\ 1 INTX/	
					不正プログラムの対策状 況を管理すること。	発生する可能性が低い場合には、高位レベルの対策は必要性が低 い。		高位	不正プログラム対策機能が最新化されていないことが原因で不正プログラムに感染してしまう。	ム対策機能の稼働状況を把握し、感染のお それがある機器を検出し、改善できる。	を確実に動作させるため、当該機能の <u>動作状況及び</u> 更新状況を一元管理する機能を備えること。		
	AT-3 脆弱性対策	AT-3-1	1 構染時の脆物性対策	-	情報システムの脆弱性を ついた攻撃を予無を確認 し、施弱性の手無を確認 し対処すること。	(特になし)	・脆弱性の有無の点検方法については、「対 策の提案例」を参考にするなどして、最低限 満たすことを求める条件を具体的に記載する ことが望ましい。		新漏れ、設定誤り等によって安全ではない 状態で構築された情報システムに対して不 正行為が行われる。	ぎ、より安全な情報システムを調達するこ	ウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、 <mark>聞 登時及び構築時に脆弱性の有無を確認</mark> の上、運用上 対処が必要な <u>脆弱性は修正の上で納入</u> すること。	・コーディング規約によるセキュアコーディングの徹底・リリース済みのパッチの適用及びソフトウェアの最新化・利用するプログラムの実行の禁止・不要なサービス、機能等の停止・不要な通信の制限・1Pv6を表慮した実装・脆弱性を検査するための専用ツールや事業者が提供するサービス等によるサーバ装置、通信回線装置、ウェアブリケーション、アムサービス等によるサーバを増加している。アブリケーションでは、アブリケーションでは、アブリケーションでは、アブリケーションでは、アブリケーションでは、アイン・アブリケーションでは、アブリケーションでは、アブリケーションでは、アブリケーションでは、アイントレーションの脆弱性対策・WAF中による800インジェクションの脆弱性対策	
								中位	(↑ 同様) (↑ 同様)	(↑ 同様) (↑ 同様)	(↑ 同様) (↑ 同様)	(
		AT-3-	2 運用時の脆弱 性対策	A		・管理すべきハードウェアやソフトウェアの数が多い場合、脆弱性の対処漏れが発生する可能性が高くなるため、中位レベルの対策が望ましい。 ・管理対象が少ない場合でも、使用しているハードウェアやソフトウェアの脆弱性の発見頻度が高い場合、あるいは取り扱う情報の重要度が高い場合には、中位レベルの対策によって脆弱性の対処漏れを防止すると良い。	(特になし)	低位	情報システムの運用開始後に発見された新	情報システムの構成機器において、運用開	運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不 正を防止するため、情報システムを構成するソフト ウェア及びハードウェアの <u>更新を行う方法(手順</u> 等)を備えること。	・情報システムを構成する各装置に対するパッチ適用、パージョンアップ及び管理方法の手順化・脆弱性を検査するための専用ツールや事業者が提供するサービス等によるサーバ装置、通信回線装置、ウェブアブリケーション等の定期的な脆弱性診断(内部検査又は第三者検査)の実施	
									中位	情報システムの一部の構成機器について、 新たに発見された脆弱性の対処が漏れたこ とが原因で、不正行為が行われる。	状況を把握し、悪用されるおそれがある脆弱性については漏れなく対処できる。	正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する 機能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。	・情報システム全体の更新状況の一元管理
								高位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	

AU 不正監視・追 AU-1 口跡	ログ管理	AU-1-1	ログの蓄積・ 管理		求を行うため、情報シス テムのログの収集・蓄	・ログ管理は、情報システムの利用頻度、不正行為の発生頻度及び 侵害発生時の影響を想定し、費用対効果を踏まえた実施レベルを導		低位	アクセス記録等のログがないことによっ	心面が終起去ログレーア体内ナスコレイ		
					積・保管を行うこと。		の不正行為の検知・原因追跡に必要な内容等を考慮した期間を【 】 の箇所に記載すること。		て、不正行為の検知、発生原因の特定及び	不正行為の検知、発生原因の特定及び被害 内容の把握等の一助となり、不正行為への	特定に用いるために、情報システムの利用記録、例	・サーバ装置のアクセス記録、主体認証のログ、操作ログ及び通信回線装置の通信ログの取得
		AU-1-2 ログの保護 B or C 不正行為のロク						もかかわらず、ログの管理機能に不足があることで、不正行為に対する対応に遅れや場当たり的な対処が発生し、被害の拡大・長期化を招く。	合わせた相関分析等により、不正行為を迅速かつ的確に把握することが可能になり、 不正行為に対する対応の即時性・的確性が 向上することで、被害防止や低減を図れ る。	情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の 特定に用いるために、情報システムの利用記録、例 外的事象の発生に関するログを蓄積し、【 】の期間保管するとともに、不正の検知、原因特定 に有効な管理機能(ログの検索機能、ログで蓄積不 能時の対処機能、様々なログを組みでした相関分 析に有効な管理機能、等)を備えること。	- ログの検索、集計、追跡等の分析機能 - ログ及び分析結果の表示・通知機能 ・外部ログサーバへの出力機能 ・リアルタイムでのログの調査・分析を行うための機能 (SIEM)	
		AU-1-2	ログの保護		改ざんや削除を防止する ため、ログの保護を行う	・ログの保護は、本対策区分以外(侵害対策、アクセス/利用制限等)の対策状況を踏まえて、実施レベルを選定するのが望ましい。	(特になし)	低位	悪意や誤操作によって、ログの改ざんや削 除が行われる。	ることによって、ログの改ざんや削除が行われる可能性を低減できる。	<u>関するアクセス制御機能</u> を備えること。	(1 同様) ・サーバ装置や通信回線装置のログに対するアクセス制 側
					- E - S				ブデータのように、情報システムのアクセ		ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに 対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログの アーカイブデータの保護(消失及び破壊や改ざん等 の脅威の軽減)のための措置を含む設計とすること。	・ログの定期的なアーカイブ(ログのローテーション及
									行われる。また、ログ管理装置の障害に よって、ログが破損・消失される。	接知することで、不正行為に対する対応の 即時性が向上する。また、装置故障による ログの破損・消失する可能性を低減でき、 ログの信頼性向上も図れる。	ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに 対するアクセス制御機能及び <u>消去や改さんの事実を 検出</u> する機能を備えるとともに、ログのアーカイブ データの保護(消失及び破壊や改ざんの脅威の軽 滅)のための措置を含む設計とすること。	- 信頼性の高い記録装置の導入、ログ管理装置の冗長化 ・電子署名、タイムスタンプ等によるログの完全性保証 ・改ざん検知システムによるログの監視
		AU-1-3	時刻の正確性権保保		ログの発生時刻を正確に 把握することで正確な分 析を行えるため、システ ム全体の時刻を同期させ ること。	(特になし)	(特になし)		標準時刻に対し、情報システムのシステム 時刻が不正確であったり、各構成機器間の システム時刻が不整合であることで、ログ の内容を正しく解釈できなくなる。	合をとることで、情報システム内部 (アクセス制御内) の各種ログ及び、外部保存	情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や 不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にす るため、システム内の機器を <u>正確な時刻に同期</u> する 機能を備えること。	
									(↑ 同様) (↑ 同様)		(↑ 同様) (↑ 同様)	(↑ 同様) (↑ 同様)
AU−2 不	不正監視	AU-2-1	侵入検知		入による情報セキュリ ティの侵害を防止するため、不正侵入の検知を行	・高位レベルの対策を実施する場合、装置の数に応じて費用が増力するため、費用対効果を踏まえた実施優先度を決めることが望ましい。 ・情報システムの運用者や利用者が多岐に渡り、運用の統制やセキュリティ確保が困難な場合などには、中位レベルでは迅速に対応	(特になし)	低位				・IDS/IPSによる通信回線上の不正な通信パケットの検知 やファイアウォールとの連携による通信制御 ・マルウェアによって発生する不審な通信の検知
			නිරි ය. 					不正行為に迅速に対処するため、府省庁内外で送受信される通信内容の監視及び <u>サーバ装置のセキュリティ状態の監視</u> 等によって、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。	・内部ネットワーク内の機器同士における普段は起こり			
		AU-2-2	サービス不能	A	トラフィック集中による	・高位レベルが求める検知機能の導入は、情報システムが停止した	(特になし)	低位				スからのログインがないかの監視
			化の検知		サービス不能化を検知す	場合の影響度(利用者へのザービス停止が許容可能かどうか等)と、費用対効果を十分に踏まえた上で検討することが望ましい。		中位 高位	サービス不能化を目的とした攻撃の検知が 遅れ被害が深刻化し、サービス提供が困難 になる。	攻撃の検知の可能性が高まり、早期対処に よって被害を抑制できる。	や機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又	
AC アクセス・利 AC-1 主 用制限	主体認証	AC-1-1	主体認証		のアクセスを防止するため、アクセス主体を認証 するための機能を備える	用者・主体認証の安全性は、利便性やコストとトレードオフの関係にあるため、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関認証 するガイドライン(平成31年2月25日 各府省情報化統括責任者 (C10) 連絡会議決定)」を参考にして、合理的に対策要件を決定する。		中位	許可されていない利用者が情報システムに アクセスすることを許してしまう。	正当な利用者のみにアクセスを許可し、無 許可の利用者のアクセスを禁止できる。	提供するため、情報システムにアクセスする主体の うち【	・パスワード規則の設定(文字列の長さの規定、文字種
									他人の主体認証情報 (パスワード等) の推 測や盗難等によって不正アクセスが行われ る。	主体認証情報の推測、盗難等によるリスク を軽減し、主体認証機能の安全性が高ま る。	提供するため、情報システムにアクセスする主体の うち【 】の認証を行う機能	・ワンタイムパスワードやFIDO認証による主体認証 ・耐タンパ性を備えたICカード又はUSBトークン認証 ・生体認証(指数、顔、静脈、虹彩等) ・2つ以上の主体認証方式を用いて認証を行う多要素主体 認証方式 ・情報システムの認証履歴の記録と通知 ・指定回数以上の認証失敗時のアクセス拒否 ・大規模な辞書を用いたパスワード解析への耐性(パス フレーズ等)
AC-2 理	アカウント管 理	AC-2-1	ライフサイクル管理		不要なな操作等による 不正な操作等を防止する たい、認証情報等コーイフ サイクルを管理すること。	(特になし)	(特になし)		登録や変更等が原因で、情報システムに対する不正アクセスが引き起こされる。	されていない利用者によって情報システム が利用される可能性を低減できる。	主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント(識別コード、主体認証情報、権限等)を管理(登録、更新、停止、削除等)するための機能を備えること。	- 識別コード (ID) 、主体認証情報の作成、配付機能 - 主体認証情報の変更状況を把握する機能 - 特定の識別コード (ID) による認証を停止する機能
		AC-2-2	アクセス権管			・情報システムの利用者の職務(情報システムが提供するサービス		<u>高位</u> 低位 中位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
					に、職務等に応じたアク	の内容)が一定である場合には主体認証のみで対応可能であるが、 利用者(主体)によってアクセスする情報や利用するサービスが異なる場合には高位レベルの対策要件が必要になる。	は、業務要件の一環として、情報システムの アクセス元となる主体及び主体ごとの業務 (アクセス権)の関係を具体的に記載すること。	高位	不要な情報やサービスに誤って又は意図的 にアクセスされ、情報漏えいや情報の不正 な操作が行われる。	利用者の職務や信用情報に応じて必要最小 限のアクセス権を利用者に与えることに よって、不正の防止や侵害時の被害を抑制 できる。	情報システムの利用範囲を利用者の職務や信用情報に応じて制限するため、情報システムのア <u>クセス権を職務や信用情報に応じて制御する機</u> 能を備えるとともに、 <u>アクセス権の割り当てを適切に設計</u> すること。	・同一IDによる複数アクセスの禁止 ・IPアドレスによる端末の制限
			管理者権限の保護		管理者権限の悪用による 不正行為を防止するた め、管理者権限を適切に 保護すること。	(特になし)	(特になし)			管理者権限を正当な者のみに与えて悪用を 防止するとともに、管理者権限の内容を必 要最小限に絞って被害を抑制できる。	特権を有する管理者による不正を防止するため、 <u>管理者権限を制御</u> する機能を備えること。	・システムの管理、運用に用いるシステムアカウントを 一元的かつ厳格に管理する機能 ・最小限の特徴の付与 ・複数名による操作が必要なデュアルロック機能やワー クフロー機能の導入
								中位 高位			(↑ 同樣) (↑ 同樣)	(↑ 同樣) (↑ 同樣)

Published Pu	対策区分	対策方針	対	策要件の名称	判断条件対応関係	目的	実施レベル選定の考え方	仕様書記載時の注意事項	実施レベル	想定脅威	対策の効果	仕襟記載例	対策の提案例
1	PR データ保護 Pi		È PR−1−		B or C	タが盗聴された場合でも 影響を低減させるための	(特になし)	(特になし)	低位 中位		聴されたとしても、意味のある情報が取得	情報の漏えいを防止するため、通信回線を暗号化する機能を備えること。暗号化の際に使用する暗号アルゴリズム及び鍵長については、「電子政府推奨暗	・VPNによる仮想的な専用回線での接続 ・TLSによるHTTP通信の暗号化 ・情報の暗号化を行う製品の導入
Part			DD 1 4	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	D 0	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	TELLUT 2 抽 10 0 排放性 0 克上 4 7 表 1 元	・保護すべき情報の保存場所が複数想定され		(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
Part			PK-1-2		Borc	窃取を防止するため処置 及び窃取された場合に影響を低減させるための、	情報の保存場所に直接アクセスされ、情報が窃取される脅威や、内 部犯行により情報が漏えいする脅威を想定する必要がある場合に高 位の対策を講ずることが考えられる。 ・端末に保護すべき情報を保存する必要があり端末の利用環境が安 全ではない、他人に操作される可能性がある)場合には、端末に保 全ではない、他人に操作される可能性がある)場合には、端末に保	る場合には、保存場所ごとに対策要件を定め		クセスし、情報が窃取される。また、外部 との接続のある情報システムにおいて、通 信回線を介した外部からの不正アクセスに	セスする必要の無い利用者が、アクセスすることを制限すること、また、外部との接続のある情報システムにおいては外部的直接アクセス可能な機器には保護すべき情報を保存しないことにより、不正アクセス	止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を 備えること。また、外部との接続のある情報システムにおいて保護すべき情報を利用者が直接アクセス	
************************************										存場所に直接アクセスされ、情報が窃取される。また、内部犯行により情報が窃取さ	情報の内容が読み取られる可能性を低減で	止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を 備えること。また、保護すべき情報を利用者が直接 アクセス可能な機器に保存しないことに加えて、 <u>保 存された情報を暗号化</u> する機能を備えること。暗号 化の際に使用する暗号アルゴリズム及び鍵長につい ては、「電子政府推奨暗号リスト」を参照し決定す	・暗号化機能を備える記録装置(USBメモリ、HDD、モバイルPC等)・情報漏えい対策(DLP)ソリューション全般
1			PR-1-3		B or C			(特になし)					
# 2 日本				TIMEN		システムが取り扱う情報 の完全性を確保するこ	・サーバ機器、端末等に保存された情報の完全性の確保について は、PR-1-2と同様に利用者の信用度、利用環境を考慮し、必要性が					るため、 <u>情報の改ざんを検知</u> する機能又は <u>改ざんさ</u>	・原本性保証システム ・S/MIME等のセキュアメールシステム ・ウェブアプリケーションやウェブコンテンツの更新時
中国	PH 物理対策 PI		PH-1-	情報の物理的保護	-	難等を防止するための措	(特になし)	難であるため、提案例も参考にした上で仕様 書記載例の【 】に条件をできるだけ	低位	されていない持ち出し等の物理的な手段に		】等によって、物理的な手段による情報窃取行為を	・端末のワイヤーロック ・施錠可能なサーバラックの採用 ・ディスプレイの盗み見防止フィルタ ・記録装置のバスワードロック、暗号化 ・データ消去ソフトや物理的破壊等による情報の完全廃棄 ・携帯電話、メモリデバイス等の持込みの監視及び制限 ・物品持ち出し管理システム ・通信ケーブル及び通信回線装置の物理的保護(床下への理段等)・シンクライアントによる端末に情報を保存させない仕組み ・セキュアブラウザによる端末に情報を保存させない仕組み ・セキュアブラウザによる端末に情報を保存させない仕組み
特になし、													
日本学 1 日本			PH-1-2		-	への不正侵入を防止する	(特になし)	難であるため、提案例も参考にした上で条件		情報システムの設置場所に物理的な侵入を 受け、保護すべき情報の窃取や削除・破壊	情報システムの設置場所に対する物理的な 侵入の防止及び検知が可能になり、侵入さ	物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置 (重要情報を扱う装置) については、外部からの侵入対策が講じられた	- 入退室の制限及び記録 - 遠隔映像監視 - 侵入警報
DA 情報分表 (
		A-1 構成管理	DA-1-		В	必要なサービスのみを提供するように情報システムの構成及び稼働状況の	(特になし)	(特になし)		情報システムを構成するハードウェアやソフトウェア及びサービスの構成を正確に把握できず、侵害の原因究明や適切な対処が	情報システムの機器やサービス構成の情報 に基づいて、侵害の原因を迅速に究明し、 被害拡大を防止できる。また、侵害の原因 となる構成要素を点検し、排除することが	情報セキュリティインシデントの発生要因を減らす とともに、情報セキュリティインシデントの発生時 には迅速に対処するため、構築時の情報ンステムの 構成(ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構 成に関する詳細情報)が記載された文書を提出する	・システム設計書等の文書による構成の定義 ・システム設計書等の文書によるサービス構成(端末や サーバ等の機器の不要な機能の停止又は制限等も含む) の定義
DA-2 可用性確保									中位	ス構成の変更によって把握していた構成情報が無効となり、侵害発生時に適切な対応	が発生しても、正確に構成情報を更新する ことが可能であるため、侵害発生時の対処	とともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成(ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報)が記載された文書を提出するとともに文書とが1900構成とし、加えて情報システムに関する運用開始後の最新の構成情報及び稼働状	・端末にインストールされているソフトウェアを管理するツールの導入 ・端末の利用者へはユーザ権限のみを付与
中位 (↑ 同様) (↑ 同様) (↑ 同様)	D.	A-2 可用性確保	保 DA-2- ⁻¹		-	止するとともに障害時の システムの迅速な復旧を	(特になし)	いて利用者への影響度合い等を考慮し、【		情報システムの異常停止、あるいは異常停止 止状態の長期化によって、サービスの利用	情報システムが異常停止した場合でも、復 旧目標時間の範囲内で復旧できる可能性が	サービスの継続性を確保するため、情報システムの 各業務の異常停止時間が <u>復旧目標時間</u> として【 】を超えることのない運用を可能とし、障害時には	 ・装置及びネットワークの冗長化(ホットスタンバイ、コールドスタンバイ等) ・信頼性の高いハードウェア及びソフトウェアの採用 ・DNS等の基盤サービスの信頼性確保 ・オンライン又はオフラインバックアップ ・システムのリカバリ方法の手順化
高位 (1 同樣) (1 同樣) (1 同樣) (1 同樣)									中位	(↑ 同様)			

対策区分	対策方針	t	対策要件の名称	判断条件対応関係	目的	実施レベル選定の考え方	仕様書記載時の注意事項	実施レベル	想定脅威	対策の効果	仕様記載例	対策の提案例
SC サブライ チェーン・リ スク対策	SC-1 情報シス の構築 部委 部	の外	SC-1-1 委託先において不正プログラムにおることへの対策	-	情報システムの構築等の 委託代表における従来真管理 体制を確認するこのでは、 不正式からでいる。 がある。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	(特になし)	・構築する情報システムが機密性の高い情報 を扱わず他の情報システムとも接続しない場 合等、情報風えいリスク対策に高い水準の要 件を求める必要がない場合は、除外すること も考えられる。	低位	ゆるバックドア)等の不正プログラム等を 開発時に悪意を持って組み込むことによ り、情報システムの稼働開始後に情報シス テムで取り扱われる情報を窃取する。	て、構築する情報システムに意図せざる変 規定が取えられないための十分な管理体制が 接られている事業者を選集を作とすること で、情報窃取の可能性を低減する。再委託 先にも委託事業者と同様の管理体制を求め ることにより、再委託先からの、情報窃取 の可能性を低減する。	情報システムの構築において、 <u>府省庁が意図しない</u> 変更 少機密情報の 変取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類(例え は、	・委託事業の実施場所の提示 ・委託事業従事者の所属、専門性、実績や国籍情報を含
									(↑ 同様) (↑ 同様)		(↑ 同樣) (↑ 同樣)	(↑ 同様) (↑ 同様)
	SC-2 機器等の における		CC-2-1 調達する機器 - 等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策	-	製造過程における情報セキュリティ対策を確認することで、不正プログラム等が組み込まれた機器等が納入されないようにする。	とで、不正ブログラ が組み込まれた機器 前入されないように	・機器を調達しない場合、調達する機器が機 密性の高い情報を扱う情報システムに接続し ない場合等、情報漏えいリスク対策に高い水 準の要件を求める必要がない場合は、除外す ることも考えられる。		機器の製造過程において、製造事業者の従 業員が、機器が構成する情報システムへの 侵入経路(いわゆるバックドア)等の不正			・製造過程における情報セキュリティ管理体制や管理手順等が記載された書類の提出
								中位	(↑ 同様) (↑ 同様)			(↑ 同様)
UP 利用者保護	UP-1 情報セキ ティ水準 の防止		UP-1-1 情報セキュリ ティ水準低下 の防止	A	利用者が情報システムに よっても提供されるララを はってションテンツ等の 用する際に、ティル準の低 をもキュリティル準を でを招かないよう対策を 行うこと。	(特になし)	(特になし)	最位 低位 中位		利用者の情報セキュリティ水準が維持され ることで、不正プログラム等への感染を防	(「 同様) 情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。	・実行プログラム形式(拡張子が「.exe」等で終わるもの)でのコンテンツ提供の禁止・サポート期限が切れた、又は情報システムの提供期間中にサポート期限が切れる予定にあるパージョンのOSやソフトウェア等の利用を前提とすることの禁止・複数のウェブブラウザで動作するよう設計・構築・政府ドメイン名 (.go.jpで終わるドメイン名)の利用
	UD 0 = ₹ = ₹ .6	*	UD 0 1 == / .55		情報システムの利用者に	(#1-+)	(特になし)	高位 低位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
	UP-2 フライハ 保護	ライバシー し 変	UP-Z-I 保護		関する人がのから 関する人が表現 に反して第三者に提供されないよう対策を行うこと。	思想 さま	(行になし)	中位			情報システムにアクセスする <u>利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されない</u> ようにすること。	・府省庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを検証・府省庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能を含める場合は、当該府省庁外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを検証・本来のサービス提供に必要のない府省庁外へのアクセス自動的に発生させる機能の禁止
								高位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)